

2019年11月11日

株主各位

松山市南堀端町1番地

株式会社伊予銀行

取締役頭取 大塚岩男

第117期中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年11月8日開催の当行取締役会において決議いたしました第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）中間配当の支払いについて、以下のとおりお知らせいたします。

敬 具

記

2019年9月30日最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を支払う。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 中 間 配 当 | 1株につき金7円 |
| 2. 効力発生日（支払開始日） | 2019年12月10日（火曜日） |

以 上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金に係る書類は、きたる12月9日に、お届けのご住所あてお送り申しあげる予定でございます。